

指定障害福祉サービス事業所ヘルパーステーション薬研淵

設置運営規則

(事業の目的)

第1条 この規則は、社会福祉法人遠野市社会福祉協議会(以下「本会」という。)が設置する指定障害福祉サービス事業所ヘルパーステーション薬研淵(以下「事業所」という。)が行う居宅介護事業及び重度訪問介護(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理・運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者(以下「訪問介護職員等」という。)が、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った、適切かつ円滑な居宅介護及び重度訪問介護の提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の訪問介護職員等は、利用者の心身その他の状況、その置かれている環境等に応じて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄又は食事の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活などに関する相談、助言、行動する際に生ずる危険を回避するために必要な援護並びに通院等の乗降介助、その他の生活全般にわたる援助を行うものとする。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービス機関と連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

3 前2項の他、関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称

ヘルパーステーション薬研淵

(2) 所在地

岩手県遠野市松崎町白岩字薬研淵1番地3

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名

管理者は、事業所の職員及び業務の管理を一元的に行う。

(2) サービス提供責任者 1名以上

サービス提供責任者は、利用も申込等の調整、個別支援計画作成、家族等との連絡調整を行う。

(3) 訪問介護員 2.5名以上

介護職員は、居宅介護、重度訪問介護の提供に当たる。

2 職員数は、業務の状況に応じて増減があるものとする。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 12月29日から1月3日までを除く毎日。

(2) 臨時営業日 前号の規定にかかわらず、営業日以外の日を臨時営業日とすることができる。

(3) 営業時間 1日24時間。

(事業の内容)

第6条 事業所が行う居宅介護、重度訪問介護の内容は、次のとおりとする。

- (1) 個別支援計画の作成、評価
- (2) 身体介護
- (3) 家事援助
- (4) 通院等のための乗車又は降車の介助
- (5) 指定重度訪問介護
- (6) 前各号に掲げる介護等に附帯する相談、助言等

(支給決定障害者等から受領する費用の額)

第7条 事業を提供した際には、支給決定障害者から事業に係る利用者負担額の支払いを受けるものとする。

2 法定代理受領を行わない事業を提供した際は、支給決定障害者から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）第29条第3項の規定により算定された介護給付費又は法第30条第2項の規定により算定された特例介護給付費の額に90分の100（法第31条の規定が適用される場合にあっては、100分の100を市町村特例割合で除して得た割合）を乗じて得た額の支払いを受けるものとする。

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、あらかじめ支給決定障害者に対し、サービス内容及び費用について説明を行ない、同意を得るものとする。

(利用者負担額等に係る管理)

第8条 事業所は、支給決定障害者の依頼を受けて、当該支給決定障害者が同一の月に指定障害福祉サービスを受けたときは、当該支給決定障害者が当該同一の月に受けた指定障害福祉サービスに要した費用（特定費用を除く。）の額から法第29条第3項の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額の合計額（以下「利用者負担額等合計額」という。）を算定するものとする。

この場合において、利用者負担額等合計額が、負担上限月額（令第17条第1項に規定する負担上限月額をいう。）を超えるときは、事業所は、当該指定障害福祉サービスの状況を確認の上、利用者負担額等合計額を市町村に報告するとともに、支給決定障害者に通知するものとする。

(緊急時等における対応方法)

第9条 訪問介護職員等が、事業を実施中に利用者の病状に急変その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、所長に報告しなければならない。

(通常事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は、遠野市の区域とする。

(職員研修)

第11条 事業所は、職員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証整備する。

- (1) 採用時研修 採用後6か月以内
- (2) 継続研修 年2回以上

(虐待防止のための措置に関する事項)

第 12 条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講じます。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及び開催結果の従事者への周知徹底
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 従業者に対する虐待防止のための研修の定期的な実施
- (4) 虐待防止に対する措置を適切に実施するための担当者の設置

(身体拘束の禁止)

第 13 条 事業所は、サービスの提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命及び身体を保護するために、緊急その他やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わないものとします。

2 事業所は、やむを得ず前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急その他やむを得ない理由など必要な事項を記録するものとします。

3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次の各号に掲げる措置を講じます。

- (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の定期的な開催及び開催結果の従業者への周知徹底
- (2) 身体拘束等の適正化のための指針の整備
- (3) 従業者に対する身体拘束等の適正化のための研修の定期的な実施
- (4) 身体拘束等の適正化に対する措置を適切に実施するための担当者の設置

(職員の秘守義務)

第 14 条 事業に従事している職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持し、他に漏らしてはならない。

2 事業に従事していた職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため事業に従事する職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持し、他に漏らしてはならない旨を、事業に従事する職員との雇用契約の内容とする。

(諸帳簿等)

第 15 条 事業所の運営管理等の状況を明らかにするため、次の諸帳簿を備えて、保管するものとする。

- (1) 管理に関する記録
- (2) 関係機関及び主治医等との連絡調整に関する記録
- (3) 居宅介護、重度訪問介護に関する記録
- (4) 会計経理に関する記録
- (5) 設備、備品に関する記録

2 諸帳簿等は、完結の日から 10 年間保存するものとする。

(補則)

第 16 条 この規則に定めるもののほか事業所の運営に関する重要事項は、本会会長と所長との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

- 1 平成 18 年 4 月 1 日施行の指定居宅サービス・支援費事業所設置運営規則は廃止する。
- 2 この規則は、平成 18 年 10 月 1 日から遡及施行する。

附 則

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 21 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 24 年 10 月 11 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 30 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。